

【名義書換によるご入会の手続きについて】

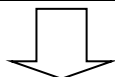
ご入会の手続きにつきましては、1. 入会資格審査(面接)、2. 名義書換の順に進めさせていただきます。
下記必要書類一式(A, B)を全て一緒に会員サービス部までご提出ください。
入会お申込み在先立ち、入会資格審査を行います。

A 《入会審査に必要な書類》

① 入会申込書	1枚
② 入会申込に伴う誓約ならびに推薦保証書 ※推薦保証人は、在籍1年以上の会員1名(実印で捺印)。	1枚
③ 資格審査票	1枚
④ 住民票(発行後3ヶ月以内のもの) ※法人会員としてご入会の場合は、不要です。	1通
⑤ 写真(縦4cm×横3cm) ※法人会員としてご入会の場合、登録記名者のもの。	2枚
(法人会員として入会される場合)	
⑥ 法人の商業登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの)	1通
(親族への譲渡)	
※ご名義人の2親等以内のご親族が入会なさる場合には、入会者との関係がわかる戸籍謄本を添付して下さい。 (注)上記のほかに、提出書類をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。	

B 《名義書換に必要な書類》

① 名義書換申請書 ※譲渡人・譲受人ともに実印を捺印して下さい(法人会員の場合は、法人名・代表者名・登録記名者名を記入)。 ※法人会員として入会される場合は、法人の実印を捺印して下さい。	1枚
② 会員証券	1枚
③ 譲渡人印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)	1通
(注)上記のほかに、提出書類をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。	



《面接》

上記入会資格審査申請書類の完備している申請者について、面接を行います。
日時・場所につきましては、ご入会いただくゴルフ場の担当者よりご連絡致します。
尚、入会審査により面接が免除になる場合もございます。

《名義書換》

入会審査・面接の結果、承認された方は以下の手続きを経て名義書換手続きのうえ、クラブに入会頂くことができます。
(資格審査に要した書類は、入会資格審査の承認・否認にかかわらず返却致しませんので、予めご了承下さい。)

(1) 譲渡通知書の送付

名義書換手続きに先立ち、ゴルフ会員権譲渡通知書を郵便局の内容証明郵便にてお送り下さい。

(2) 譲渡人未払金の清算

譲渡人に年会費などの未払いがあれば、名義書換手続きはできません。先に完納をお願いします。

《名義書換手数料の納入について》

譲渡人未払金の清算及び名義書換申請書類を確認後、名義書換手数料・年会費等をご請求申し上げます。
年会費に関しては、譲渡人が完納されている場合でも、新たに入会承認された方は、入会承認がなされた時点またはご請求書発行日から同年末までの期間を勘案して、年会費(月割にて算出)をお支払いして頂く必要があります。
ご入会にあたって、別途 預金口座振替依頼書(年会費用)をご送付申し上げますのでご提出いただきます。

《会員証券について》

名義書換手数料等の入金確認後、会員登録・会員証券発行等の事務手続きに移り、会員証券がお手元に届くまで若干の時間を要しますが、名義書換手数料をお支払い後は会員としてプレーして頂けます。